

新潟県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年3月

新 潟 県

目 次

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定の背景、目的及び基本的方向

1	P C B 廃棄物処理計画の策定の背景	1
(1)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法の制定の背景と趣旨	
(2)	北海道における P C B 廃棄物広域処理事業に係る経緯	
2	P C B 廃棄物処理計画の目的	3
3	P C B 廃棄物処理計画の基本的方向	3

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状と処分量の見込み

1	P C B 廃棄物の現状	4
(1)	P C B 廃棄物の保管量	
(2)	P C B 使用製品の使用量	
2	P C B 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	5
(1)	高圧トランス等及び廃 P C B 等	
(2)	その他の P C B 廃棄物	

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保

1	P C B 廃棄物の処理体制の現状	6
2	P C B 廃棄物の処理体制の確保のための方策	7
(1)	適正な保管のための方策	
(2)	適正な収集運搬のための方策	
(3)	効率的な処理体制の確保のための方策	
3	広域的な処理体制に関する事項	9

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進方策

1	P C B 廃棄物の計画的な処理を推進するための方策	9
2	適正処理推進のための監視、指導等	9
3	関係地方公共団体との連携	10
4	県民及び事業者の理解を深めるための方策	10
(1)	総合的な普及啓発	
(2)	情報公開システムの活用	
5	P C B 廃棄物処理基金の造成	10
6	その他の重要事項	11
(1)	低圧機器等 P C B 汚染物の処理体制の整備	
(2)	低濃度の P C B に汚染された絶縁油を含むトランス等の処理	
(3)	安全な収集運搬の確保	
(4)	使用中の P C B を含む電気機器の転換指導等	
(5)	P C B 廃棄物処理事業を通じた広域的連携によるリサイクルの推進	

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定の背景、目的及び基本的方向

1 PCB廃棄物処理計画の策定の背景

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定の背景と趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、水に溶けず、化学的に安定し、電気絶縁性が良く、沸点が高い等の性質を有し、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油、熱媒体及び感熱紙（いわゆるノーカーボン紙）等幅広い分野で使用されてきた。こうした中、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が問題となった。

このような状況を踏まえ、昭和47年以降その製造が行われず、使用が終了したものはPCB廃棄物として廃棄物処理法に基づき、適正な保管が義務付けられている。

PCB廃棄物の処理については、昭和62年から平成元年にかけて一部の製造者において、高温焼却法により国内初の処理が行われた。こうした中、全国39か所で処理施設の設置が検討されたが、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念等から、実現に至らなかった。この結果、我が国においては、約30年にもわたりPCB廃棄物の長期保管が続いている。

また、国際的には、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、欧米諸国では既にその処理が進んでいる。

このような状況を踏まえ、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）」が制定され、我が国におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、平成28年7月までに、確実かつ適正な処理を推進することとされた。このほか、平成13年6月に環境事業団法が一部改正され、国内における拠点的な処理体制を整備していくこととされた。

(2) 北海道におけるPCB廃棄物広域処理事業に係る経緯

北海道においては、平成14年に「北海道PCB廃棄物適正処理基本方針」を定め、関係機関とともにPCB廃棄物の処理の推進に努め、平成14年5月には、鉄鋼業を中心としリサイクル産業などの科学技術の集積がある室蘭市での環境事業団の処理施設の立地について北海道知事から環境大臣に要請が行われた。その後、室蘭市において十数回に及ぶ市民説明会や「室蘭市PCB処理安全市民委員会」が開催され、また、平成14年11月には、北海道と室蘭市が共催でシンポジウムを開催して、道民や市民の理解に努め、平成14年12月には、室蘭市が「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方」をとりまとめ、処理施

設の受入条件を提示しながら早急に立地を行うことを国と北海道に要請を行った。

これを受けて、国においては、北海道において行うPCB廃棄物の広域処理事業（以下「北海道事業」という。）の検討がなされ、平成15年2月に環境事業団による「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に係る環境大臣の認可がなされた。また、国においては、PCB特措法第6条に基づき、全国的なPCB廃棄物の施設整備の方向を明らかにする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）を平成15年4月に策定したところであり、北海道においては、PCB特措法第7条に基づき、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定した。その後、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（以下「15県」という。）において処理施設の目処が立たない状況から、平成15年11月に、環境省から、北海道及び室蘭市に対して、15県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請を行った。また、本県としても、県内にPCB廃棄物の処理施設を設置する見通しがたたず、県内での処理が困難な状況にあることから、平成16年1月に、北海道に対して、本県のPCB廃棄物について北海道室蘭市において整備される処理施設での受入を要望した。

これに対し、北海道及び室蘭市では、室蘭市において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内PCB廃棄物の処理を行うに当たり、環境事業団から示された様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全方策の推進により安全性は確保されるとの考えを基本とし、さらに、北海道や室蘭市が考える処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、処理事業が拡大した場合でも安全性は確保されるとの判断から、安全を確保するための受入条件の承諾を前提に、平成16年3月、国からの要請や本県の要望が受諾された。

これを受けて、国では、平成16年5月に処理基本計画を変更した。また、環境事業団のPCB廃棄物処理事業は、日本環境安全事業株式会社法の制定により、平成16年4月から、PCB廃棄物処理を行う国の唯一の機関として、国の全額出資により設立された日本環境安全事業㈱に承継され、北海道事業の実施については、同年6月30日、日本環境安全事業㈱の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で、環境大臣の認可がなされている。

また、平成16年7月には、北海道、15県及び室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」を設置し、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとした。

こうした中、本県は、北海道事業において県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、生活環境の保全と県民の健康保護を図るため、新潟県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「本処理計画」という。）を策定する。

2 P C B 廃棄物処理計画の目的

本処理計画は、P C B 特措法第 7 条の規定に基づき、国が策定した処理基本計画に即して策定するものであり、本県の P C B 廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な P C B 廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。

3 P C B 廃棄物処理計画の基本的方向

本処理計画は、国の処理基本計画及び北海道 P C B 廃棄物処理計画を踏まえ、次の事項を基本方針とする。

- (1) 本県に保管されている P C B 廃棄物及び使用中で P C B が含まれる製品におけるすべての P C B 廃棄物を平成 2 6 年度末までに処理する。
- (2) 本県の P C B 廃棄物は、これを保管する者が設置する処理施設で処理するものを除き、日本環境安全事業(株)が室蘭市内に整備する拠点的広域処理施設において処理を行うことを基本とする。
- (3) 処理施設の計画的な運転や安全で効率的な収集運搬を確保するために、北海道事業の対象地域に適した収集運搬体制を整備する。
- (4) 北海道事業が安全かつ円滑に実施されるよう、北海道及び 1 5 県、室蘭市からなる「北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会」において、必要な取組を行う。
- (5) 本処理計画の適用期間は、計画策定時から日本環境安全事業(株)が室蘭市内に整備する拠点的広域処理施設の処理の終了が予定されている平成 2 6 年度末までとする。また、本処理計画の進捗状況や国の基本計画の変更など P C B 廃棄物を巡る情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状と処分量の見込み

1 PCB廃棄物の現状

(1) PCB廃棄物の保管量

PCB特措法の規制対象となるPCB廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものとされている（PCB特措法第2条第1項）。また、これらPCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度末の保管状況等を都道府県知事（政令で指定する市にあっては市長。以下同じ。）に届け出ることが義務付けられており（PCB特措法第8条）これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなっている（PCB特措法第25条）。また、PCB廃棄物を保管する事業場に変更のあったときは、その変更があった日から10日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととなっている（PCB特措法施行規則第6条）。

本県における平成16年3月31日現在のPCB廃棄物の保管状況は、表-1のとおりである。

表-1 PCB廃棄物の保管状況（平成16年3月31日現在）

廃棄物の種類()	新潟県		全国	
	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量
高圧トランス(台)	38	157	2,688	18,687
高圧コンデンサ(台)	1,051	3,385	45,533	250,739
低圧トランス(台)	6	592	427	35,949
低圧コンデンサ(台)	82	11,415	3,520	1,836,705
柱上トランス(台)	2	3	153	2,146,581
安定器(台)	260	50,021	12,358	5,551,983
PCB(t)	2	0.056	206	53
PCBを含む油(t)	24	71.2	1,060	176,489
感圧複写紙(t)	10	3.1	416	668
ウエス(t)	21	0.65	886	225
汚泥(t)	5	29.2	179	15,411
その他機器(台)	40	594	1,819	114,915

廃棄物の種類ごとに台又はtで集計したが、それ以外の単位で報告されたものとして、低圧コンデンサ(2.5 m³)や安定器(38.0 t)が保管されている。また、その他物として、PCBを含む廃水等(31.6 m³)が保管されている。

(2) P C B 使用製品の使用量

保管事業者から届出のあった平成 1 6 年 3 月 3 1 日現在の P C B 使用製品の使用状況は表 - 2 のとおりである。

表 - 2 P C B 使用製品の使用状況 (平成16年3月31日現在)

使用製品の種類	新潟県		全国	
	使用事業場数	使用量	使用事業場数	使用量
高圧トランス(台)	7	25	943	3,449
高圧コンデンサ(台)	69	268	8,167	27,983
低圧トランス(台)	2	4	84	2,679
低圧コンデンサ(台)	6	23	284	40,097
柱上トランス(台)	0	0	7	1,764,699
安定器(台)	30	3,826	1,828	485,261
P C B (t)	0	0	20	0.048
P C B を含む油(t)	0	0	16	0.165
その他機器(台)	6	14	520	3,708

2 P C B 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

現在使用中の P C B 使用製品は、P C B 特措法に基づく処理期限である平成 2 8 年 7 月までに順次使用が中止され、P C B 廃棄物として新たに発生することが見込まれる。このため、P C B 廃棄物の処分量は、使用量と保管量の合計と見込むものとする。P C B 廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込みは次のとおりとなる。

(1) 高圧トランス等及び廃 P C B 等

P C B を使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型電気機器が廃棄物となったもの(以下「高圧トランス等」という。)、P C B 及び P C B を含む油(以下「廃 P C B 等」という。)については、日本環境安全事業(株)が実施する北海道事業において処理されることとなっている。この事業の処理期限である平成 2 7 年 3 月までの保管量、発生量及び処分量については、表 - 3 のとおり見込むこととする。

表 - 3 高圧トランス等及び廃 P C B 等の処分量の見込み

廃棄物の種類	保管量	発生量(使用量)	処分量の見込み
高圧トランス(台)	157	25	182
高圧コンデンサ(台)	3,385	268	3,653
P C B (t)	0.056	0	0.056
P C B を含む油(t)	71.2	0	71.2

(2) その他の P C B 廃棄物

(1) に掲げるもの以外の P C B 廃棄物として、低圧トランス、低圧コンデンサのうち小型のもの、P C B を含む絶縁油を使用した柱上トランスが廃棄物となったもの(以下「柱上トランス」という。)、安定器等の小型の電気機器が廃棄物になったもの、感圧複写紙及びウエス等の P C B 汚染物並びに汚泥(以下「P C B 汚染物等」という。)がある。これらの平成 2 8 年 7 月までの保管量、発生量及び処分量については、表 - 4 のとおり見込むこととする。

表 - 4 P C B 汚染物等の処分量の見込み

廃棄物の種類()	保管量	発生量(使用量)	処分量の見込み
低圧トランス(台)	592	4	596
低圧コンデンサ(台)	11,415	23	11,438
柱上トランス(台)	3	0	3
安定器(台)	50,021	3,826	53,847
感圧複写紙(t)	3.1	0	3.1
ウエス(t)	0.65	0	0.65
汚泥(t)	29.2	0	29.2
その他機器(台)	594	14	608

廃棄物の種類ごとに台又は t で集計したが、それ以外の単位で報告されたものとして、低圧コンデンサ(2.5 m³)や安定器(38.0 t)が保管されている。また、その他物として、PCB を含む廃水等(31.6 m³)が保管されている。

第 3 章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保

1 P C B 廃棄物の処理体制の現状

国は、日本環境安全事業(株)を活用した P C B 廃棄物の拠点的な広域処理施設の整備を表 - 5 のとおり進めてきている。平成 1 3 年 1 1 月に北九州市における北九州事業が最初に認可され、その後、豊田事業、東京事業が認可され、平成 1 4 年 2 月 1 9 日には大阪事業と同時に室蘭市における北海道事業が認可された。その後、平成 1 6 年 6 月 3 0 日、処理対象地域を拡大して北海道事業を実施することについて認可を受けた。

この拠点的な広域処理施設では、当面、P C B 廃棄物の大部分を占め、迅速に処理体制を確保することが必要な高圧トランス等を処理対象物の中心として整備を進めている。

また、低圧トランス、低圧コンデンサや安定器、感圧複写紙、ウエス等の P C B 汚染物等については、現在、国において、効率的な処理ができるよう、処理体制の整備

について検討が進められているところである。

表 - 5 日本環境安全事業(株)のPCB廃棄物拠点的広域処理施設の整備計画

事業名	北九州		大阪	豊田	東京	北海道
	1期	2期				
事業場所	北九州市若松区		大阪市此花区	愛知県豊田市	東京都江東区	北海道室蘭市
対象地域	沖縄県・九州・中国・四国の17県		近畿2府4県	東海4県	南関東1都3県	北海道・東北・甲信越・北関東・北陸の1道15県
処理対象	北九州市区域等の 高圧トランス等及び 廃PCB等	全区域内の高圧トランス等、 廃PCB等及び汚染物等	高圧トランス等及び 廃PCB等	高圧トランス等及び 廃PCB等	トランス、コンデンサ、 安定器及び廃PCB等	高圧トランス等及び 廃PCB等
PCB分解能力	0.5t/日	1.3t/日	2.0t/日	1.6t/日	2.0t/日	1.8t/日
処理開始予定	H16.12	H20年度	H18.8	H17.9	H17.11	H19.10
事業完了予定	H28.3		H28.3	H28.3	H28.3	H28.3

2 PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策

(1) 適正な保管のための方策

PCB廃棄物については、PCB特措法により保管の届出が義務化されており、この届出事業者に対し、毎年度の保管状況等の届出を確実にを行うよう指導するとともに、潜在的にPCB廃棄物を保管している可能性がある事業場に対し、PCB廃棄物の保管の有無の問い合わせや立入調査を行うほか、不明・紛失に関する追跡調査等を行い、PCB廃棄物の保管実態の把握に努める。また、立入検査や説明会等を通じて、PCB廃棄物の漏洩防止措置の実施等適正保管について保管事業者等を指導する。

(2) 適正な収集運搬のための方策

P C B 廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、P C B 廃棄物の収集運搬の安全性の確保も重要である。特に、北海道事業では処理対象地域が広いことから、運搬距離が長く、冬期間の路面の凍結による輸送リスクもあり、長距離輸送や地域特性も踏まえ十分な検討が必要である。また、運搬費用をできるだけ抑えるために、効率的な運搬の確保に努め、保管事業者の収集・運搬に要する負担を軽減することが重要である。

国においては、安全かつ効率的なP C B 廃棄物の収集運搬を確保できるよう必要な技術的事項を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」として策定した。また、安全で安心できる収集運搬を行うためには、本県、北海道及び本県から北海道までの間の地域が積雪寒冷地であるという地域の実情を勘案することが必要である。

こうしたことから、北海道の処理施設への収集運搬に当たっては、国の「ガイドライン」の遵守を基本とし、北海道におけるP C B 廃棄物の収集運搬の実務的な手引書として策定する「北海道P C B 廃棄物収集運搬実務要領(仮称)」等を踏まえ、運搬手段、運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等について、北海道及び関係県と協議・調整を行い、必要な情報の共有を図るとともに、連携して収集運搬の状況の監視・指導や緊急時の対応を行う。また、運搬経路、運搬途中の位置情報など、P C B 廃棄物の収集運搬に関する情報を収集・整理し、日本環境安全事業(株)が設置する「P C B 処理情報センター」等を通じて広く提供することにより、適正な収集運搬を確保する。

収集運搬に当たっては、運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、GPS等を利用した位置確認システムの導入など適切な運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用などによる漏洩防止対策が講じられるよう、また、冬期間における交通障害に影響されず、処理施設において安定したP C B 廃棄物の保管量を確保し、輸送事故による環境への影響をできるだけ少なくするために処理施設において必要かつ最小限の保管ができるよう、北海道及び他の14県と連携して、国や日本環境安全事業(株)に要請していくこととする。

(3) 効率的な処理体制の確保のための方策

北海道事業の処理対象地域は、北海道及び本県を含む15県と広大であることから、P C B 廃棄物の効率的な収集運搬及び処理が必要である。このため、次のとおり、保管事業者及び使用事業者の十分な理解の下に、P C B 廃棄物の効率的な処理体制を確保する。

ア 平成26年度末までの処分の期間を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、本県も参加する「北海道P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会」での協議調整を経て策定される「処理実施計画」を踏まえ、本県のP C B 廃棄物の計画的かつ効率的な収集運搬及び処理を進める。

イ 「処理実施計画」を踏まえ、処理予定の保管事業者や使用事業者に対し、収集運搬や処理の方法等について、事前に十分周知する。

ウ 保管状況等により早期の処理が必要な場合は、「処理実施計画」によらず、適宜、関係機関と調整の上、収集運搬及び処理を進める。

3 広域的な処理体制に関する事項

北海道及び15県のすべてのPCB廃棄物は、現在許可されている自社処理施設を除き、日本環境安全事業(株)の拠点的広域処理施設で処理することとされているが、北海道事業の処理施設は、当面、PCB廃棄物の大部分を占め、迅速な処理を進める必要がある、高圧トランス等の電気機器に含まれるPCBを日量1.8トン分解することとされている。本県としては、北海道及び他の14県と連携して、計画的かつ適正な収集運搬と処理を進めるとともに、安定器や他のPCB廃棄物についても早期の処理ができるよう、国や日本環境安全事業(株)に要請していくこととする。

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進方策

1 PCB廃棄物の計画的な処理を推進するための方策

県内には少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたっている。また、北海道事業は、PCB廃棄物を平準化して処理することとし、処理の開始に当たっては、室蘭市及びその近郊に保管されているPCB廃棄物を用いて、処理の安全性などを検証・確認することとしている。

このため、「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」及び日本環境安全事業(株)と連携を図りながら、処理量の平準化と地域性を考慮し、県内の各地域で保管及び使用されているPCB廃棄物の効率的かつ計画的な回収・搬出のための方策を検討し、拠点的広域処理施設への計画的な搬入を行うものとする。

< PCB廃棄物の回収・搬出に係る方策検討に当たっての留意事項 >

回収・搬出のルートや方法について、保管事業者におけるPCB廃棄物の保管量、保管事業者の所在地、規模等を踏まえ、検討を行う。

回収・搬出の実施時期について、地域におけるPCB廃棄物の少量保管事業者や多量保管事業者の状況や冬期間の道路交通状況を踏まえ、検討を行う。

回収・搬出予定時期の前に、保管事業者や使用事業者に処理の必要性、収集運搬や処理の方法に関する説明を行い、処理に向けての十分な準備期間を置く。

2 適正処理推進のための監視、指導等

保管事業場での保管における安全性の確保については、PCB廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、保管事業者が廃棄物処理法に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう啓発を行うとともに、PCB廃棄物の保管状況を立入検査

により確認し、保管中の漏洩等がないように必要な措置を講じるよう指導を行う。

収集運搬における安全性の確保については、保管事業者及び収集運搬業者に対し立入検査を行い、国の「ガイドライン」、廃棄物処理法に定める「特別管理産業廃棄物の収集運搬、処分等の基準」及び「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領（仮称）」等に従い、適正かつ安全に収集運搬が実施されるよう監視・指導を行う。

3 関係地方公共団体との連携

北海道事業の円滑な処理を確保するため、北海道、15県及び室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」が設置されている。本県は、当該広域協議会に参加し、日本環境安全事業(株)とも十分連携しながら、収集運搬の方法、拠点的広域処理施設への搬入量の調整、緊急時の対応等について、関係機関と十分協議・調整を行い、PCB廃棄物の計画的かつ適正な収集運搬及び処理を推進する。

4 県民及び事業者の理解を深めるための方策

(1) 総合的な普及啓発

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、県民、保管事業者及び製造事業者の理解と協力が必要であることから、市町村と連携を図りながら、パンフレットの配布や県のホームページの活用等により、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識啓発を図る。また、PCB廃棄物の保管及び処分の状況、PCB廃棄物の収集運搬及び処理の計画等PCB廃棄物の処理に関する情報について、説明会の開催や県のホームページの活用等により広く提供し、県民及び事業者の理解の増進に努める。

(2) 情報公開システムの活用

北海道事業では、日本環境安全事業(株)が「PCB処理情報センター」を設置し、処理施設の処理状況、環境モニタリング情報、PCB廃棄物の保管や収集運搬等の情報を総合的に管理するシステムが設けられ、インターネット等を通じて発信されることとなっており、県としても、「PCB処理情報センター」の情報を受け、広く情報を提供していく。

5 PCB廃棄物処理基金の造成

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任が基本であり、PCB廃棄物についても、保管事業者の費用負担において処理されることが原則である。しかし、PCB廃棄物については、処理費用の高額化、保管の長期化等から、中小事業者にとっては大きな負担となっている。こうしたことから、環境省は、平成13年度に「PCB廃棄物処理基金」を環境事業団（現、独立行政法人環境再生保全機構）内に造成し、この資金により、日本環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理事業及び環境大臣が指定する者が行う

ＰＣＢ廃棄物の処理事業において、中小事業者がＰＣＢ廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとされた。

本県としても、当該基金の造成に係る都道府県負担分として所要の資金を出えんし、中小事業者の負担軽減を図ることとする。

6 その他の重要事項

(1) 低圧機器等ＰＣＢ汚染物の処理体制の整備

高圧トランス、高圧コンデンサ以外のＰＣＢを含む低圧機器、感圧複写紙等ＰＣＢ汚染物の処理については、現在、国において、処理技術等の情報に関する調査等様々な取組が行われている。ＰＣＢ廃棄物の処理期限を踏まえ、効率的な処理方法の早期の確立が望まれる。こうしたことから、北海道及び他の１４県と連携して、高圧トランス、高圧コンデンサ以外の様々な性状及び形状のＰＣＢ汚染物の安全かつ効率的な処理体制の整備について、国に要望していくこととする。

(2) 低濃度のＰＣＢに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理

近年、ＰＣＢを使用していないとするトランス等重電機器の一部の機器に微量のＰＣＢに汚染された絶縁油が含まれていることが関係業界の調査により明らかになった。現在、環境省において、処分方法等について検討中であり、今後も関係情報を注視し、事業者の保管や適正処理の推進について適切な対応を図ることとする。

(3) 安全な収集運搬の確保

北海道事業の処理対象区域は広大であり、冬期間における路面状況を踏まえ、輸送過程における環境影響を最小限とする収集運搬体制を整備することが必要であることから、保管事業者や収集運搬業者等に対する指導及び情報提供の徹底を図るとともに、「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る広域協議会」と連携して、広域的な収集運搬体制の検討・調整及び冬期間の輸送の安全性の確保のための必要な措置の実施に係る施策を国に要望していくこととする。

(4) 使用中のＰＣＢを含む電気機器の転換指導等

ＰＣＢの処理期限までの処理を徹底するため、使用を中止したＰＣＢを含む電気機器の適正処理について周知・徹底を図るとともに、ＰＣＢを含む電気機器を使用する事業者に対して、使用中のＰＣＢ機器を期間内に使用を中止し処理がなされるよう、周知・徹底に努めるほか、必要な制度的措置を国に要望していくこととする。

(5) ＰＣＢ廃棄物処理事業を通じた広域的連携によるリサイクルの推進

北海道事業は、ＰＣＢ廃棄物の適正処理と処理残さ等のリサイクルの推進が求められており、このためには、環境関連産業の活用が必要である。また、当該処

理事業の対象地域は広大で、1道15県の広域的な連携が重要となる。こうしたことから、当該処理事業を通じて、環境関連産業等も活用し、広域的な連携によるリサイクルの推進について情報交換等の取組を行う。